

自然科学研究機構基礎生物学研究所來訪研究員取扱規則

平成16年10月1日
基研規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構來訪研究員規程（平成16年自機規程第18号）第8条の規定に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、基礎生物学研究所が緊密な連係及び協力をを行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）において職員以外で研究業務に参画する者（以下「來訪研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 来訪研究員の種類は、次のとおりとする。

- 一 共同利用研究員 研究所において共同利用及び共同利用実験に従事する研究者
- 二 特別協力研究員 研究所における研究に協力する研究者
- 三 共同研究員 「民間等との共同研究契約」等に基づく研究者等
- 四 内地研究員 内地研究員・私学研修員・専修学校研修員・公立高等専門学校研修員・公立大学研修員・教員研修センター研修員及び中国医学研修生
- 五 受託研究員 研究所において研究の指導を受ける民間等の現職技術者及び研究者
- 六 特別研究員 日本学術振興会の特別研究員制度により研究所に受入れる研究者
- 七 外国人研究員 日本学術振興会の外国人特別研究員制度及び学術交流協定等に基づく外国人の研究者
- 八 派遣研究員 「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」（昭和60年法律第88号）により、機構と派遣会社が契約を結ぶことによって受入れる研究者
- 九 特別訪問研究員 他機関の経費等により雇用された研究員で、研究所長が受入れを適當と認める研究者
- 十 招へい研究員 研究部門等の責任において招へいする研究員

(施設等の利用)

第3条 来訪研究員は、施設等の管理責任者の許可を得て研究所の施設及び設備等を利用することができます。

(旅費)

第4条 来訪研究員には、予算の範囲内で旅費を支給することができる。

(規則等の遵守)

第5条 来訪研究員は、研究所の規則、関係法令及び指示等を遵守しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（基研規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。